

## 筑前町デジタルスタンプラリー事業実施業務仕様書

### 1 委託業務の名称

筑前町デジタルスタンプラリー事業実施業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 3 委託業務の目的

本町では、令和7年3月22日に合併20周年を迎えるにあたり、令和6年度の年間を通して、様々な記念事業を実施する。この一事業として、町民の郷土愛を醸成すること、町の長所と魅力を再発見し町内外に発信することを目的として、町内各所やイベントなどをスポットとした、町内デジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）事業を実施するものである。

### 4 委託業務の概要

- (1) スタンプラリーの企画・運営
- (2) スタンプラリーに関する広報・情報発信
- (3) スタンプラリーシステムの整備及び管理運営
- (4) 効果測定
- (5) スタンプラリー事務局の運営

### 5 委託業務の内容

以下のとおり、スタンプラリーの実施に係る一切の業務を行うこと。

#### (1) スタンプラリーの企画・運営

##### ア スタンプスポットの設定

発注者と協議の上、町内200カ所以内を設定すること。なお、スタンプラリー開始後も、スタンプスポット（スタンプラリー参加者がスタンプを取得できる場所のことをいう。以下同じ。）の追加・修正などに随時対応すること。

##### 【スタンプスポットの例】

- ・ 町内の名所や遺跡
- ・ 町内飲食店
- ・ 合併20周年に関連するイベント

##### イ 開催期間（予定）

令和6年6月3日（月）から令和7年1月31日（金）まで

##### ウ スタンプラリー当選者の決定及び賞品の手配・発送

(ア) 賞品の応募に必要なスタンプ数は、発注者と協議の上決定する。

(イ) 賞品の内容及び商品数については、発注者との協議により決定し、購入すること。なお、賞品購入の予算は本業務委託費に含まない。

(ウ) 応募情報を取りまとめの上、当選者を決定すること。なお、その方法については、別途発注者と協議すること。

(エ) 当選者の決定は厳正に行うこととし、同一人物及び同一世帯の家族に2つ以上の

賞品が当選しないよう留意すること。

(オ) 当選者の決定後は速やかに発送を行うこと。また、生鮮食品を送付する場合には、発送に細心の注意を払うこと。

エ その他

上記内容を踏まえ、独自性のある企画を提案すること。

## (2) スタンプラリーに関する広報・情報発信

ア WEBサイトの作成

(ア) 受注者は、本事業の周知を目的としたWEBサイトを作成すること。

### 【ページ構成 (案)】

次の内容を発注者の指示に従い割り付けること。

- ・ トップページ (スタンプラリー基本情報、参加方法等の情報)
- ・ スタンプスポットの地図及び施設一覧 (名称、住所等の基礎的情報)
- ・ 各スタンプスポットの詳細ページ (検索機能を設けること)
- ・ 賞品情報
- ・ 獲得スタンプ情報
- ・ 問合せ、アンケート

(イ) 運用・保守

サイトの公開はスタンプラリー開始の日までに行うこととし、公開後のサイト・コンテンツの改善及び更新・修正等を行うこと。

イ 広報データの作成

① 作成物

チラシ (体裁A4版、両面フルカラー、illustrator形式)

② 内容

スタンプラリー参加方法等を簡潔にまとめ、開催を周知するとともに参加を促進する内容とすること。なお、可能な限り、筑前町合併20周年記念シンボルマークを使用すること (シンボルマークのデータは発注者が提供する。)

③ 校正

2回 (完成具合により校正回数を増やすことがある。)

④ 納品期限

令和6年5月16日 (木)

⑤ 納品先

筑前町総務課行政政策係 (koho@town.chikuzen.fukuoka.jp)

## (3) スタンプラリーシステムの整備及び管理運営

ア スマートフォン、タブレット等のモバイル端末 (以下「スマートフォン等」という。)

でスタンプラリーに参加できるシステムとすること。なお、スタンプ獲得に使用するスマートフォン等は参加者個人が所有するものとする。

イ QRコード (屋内スポットを想定) およびスマートフォン等のGPS機能 (屋外スポットを想定) によりスタンプを獲得できるシステムとすること。なお、QRコード台紙は、発注者が指定する施設分作成し、スタンプラリー開始前に納品すること。

ウ スタンプスポットは200カ所まで登録でき、かつ地図上で確認できる仕様とすること。なお、200カ所以内であれば、スタンプスポットの追加・削除が随時でき、更新情

報が参加者にアナウンスされる仕様とすること。

エ スタンプラリー期間中に同一のアカウントが、1つのスタンプスポットで獲得できるスタンプは1つとすること。

オ スタンプの獲得数等に応じて、賞品に応募できるシステムとすること。

カ スタンプラリー参加中に機種交換をした場合のスタンプ取得状況の引継ぎについて考慮すること。

キ 同一の個人が複数アカウントを使用し不正に参加することのないよう、適正な措置を講ずること。

ク システム整備後、運用開始前にシステムの概要や管理運営方法、操作手順等について発注者に説明を行うこと。

ケ システムを安定的に運用できるよう、適切に保守管理を行うこと。

#### (4) 効果測定

ア スタンプラリー参加者や応募者のアクセス集計を行い、施設別集客度や周遊日数等の傾向を年代・性別・参加形態等から分析を行うこと。

イ 個人情報の取得の範囲は、賞品応募及び参加者分析に必要な情報に限ること。また、応募者の個人情報の漏洩がないよう別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

#### (5) スタンプラリー事務局の運営

事務局として、スタンプラリーに関する問合せ対応やシステムの運営等に関する一切の管理運営業務を行うこと。

### 6 業務報告

本業務完了後、速やかに次の提出物を作成し、提出すること。

#### (1) 提出物

- ・ 完了報告書（指定様式） 1部
- ・ 実績報告書（任意様式） 1部
- ・ 本仕様書5（2）の効果測定結果 1式
- ・ 請求書 1部

#### (2) 提出期限

令和7年3月31日まで

#### (3) 提出方法

電子メール（PDF形式）

#### (4) 提出先

筑前町総務課行政政策係（koho@town.chikuzen.fukuoka.jp）

### 7 委託料の支払

請求のあった日から30日以内に、請求者が指定する口座に振り込むものとする。

### 8 権利の帰属

(1) 成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規

定する権利をいう。)は、発注者と協議の上決定する。

- (2) 受注者は、本業務による成果品の著作権を全て発注者に譲渡し、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において無期限で随時利用できるものとする。
- (3) 受注者は、発注者が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。

## 9 個人情報の取り扱い

受注者が本業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

## 10 その他

- (1) 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受注者が負担すること。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項および本仕様書に定めない事項については、発注者と受託者が相互に協議のうえ決定する。なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含まれるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、この契約により受託する業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する「個人情報」及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する「特定個人情報」をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することがないように、この特記事項に定める事項のほか、関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

### (責任者等の明確化)

第3条 乙は、業務における個人情報の取扱いに関する責任者及び業務に従事する者（以下「従事者等」という。）を定め、あらかじめ筑前町（以下「甲」という。）に届け出なければならない。従事者等を変更する場合も同様とする。

### (監督)

第4条 乙は、従事者等に対し、当該業務に従事している間だけでなく、その後においても業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合には、法令の規定に基づき処罰される場合があることなど、その他個人情報の適正な管理に必要な監督を行わなければならない。

### (派遣契約)

第5条 乙は、個人情報の取扱いに関する業務を派遣労働者によって行わせる場合は、労働派遣契約書に秘密保持義務等の個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

### (収集の制限)

第6条 乙は、業務のために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第7条 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第8条 乙は、業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (作業場所の特定及び持出の禁止)

第9条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を、業務を

遂行するために必要な範囲を超えて、作業場所から持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を遂行するために甲から貸与された個人情報記録された文書、ファイル等を複写又は複製してはならない。ただし、当該業務を効率的に処理するため、乙の管理下において使用する場合はこの限りでない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第11条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、業務の遂行のため甲から貸与され、又は乙が収集し、複写し、複製し、若しくは作成した個人情報記録されている文書、ファイル等を直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示の方法によるものとする。

- 2 乙は、前項ただし書の場合において、個人情報記録されている文書、ファイル等を廃棄し、又は消去するときは、当該個人情報を判読、復元できないよう直ちに処理しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により個人情報記録されている文書、ファイル等の廃棄又は消去を行ったときは、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び廃棄又は消去の方法を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

(再委託)

第12条 乙は、業務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者(会社法(平成17年法律第85号)第2条第1項第3号に規定する「子会社」を含む。)に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾があるときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。)する場合は、当該再委託を受ける者(以下「再委託先」という。)に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先における契約(以下「再委託契約」という。)の内容に関わらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、その再委託先に対する必要かつ適切な監督及び個人情報の安全管理措置について、具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託をした場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、その履行の状況等を適宜報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先に対し、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合を除き、個人情報を取り扱う業務をさらに委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。)することを禁止し、再委託契約において、再々委託の禁止に関する事項を規定しなければならない。
- 7 第1項から第5項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合において準用する。

(報告)

第13条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(事故時の対応)

第14条 乙は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、き損その他の個人情報の安全確保に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(監査及び検査)

第15条 甲は、業務に関して知り得た個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることについて検証及び確認をするため、乙（乙が再委託をしている場合は、再委託先を含む。次項において同じ。）に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第17条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の取扱いについて、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。